

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年3月24日
【会社名】	S B I インシュアランスグループ株式会社
【英訳名】	SBI Insurance Group Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 執行役員会長兼社長 乙部 辰良
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木一丁目6番1号
【電話番号】	(03)6229-0881
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員 大和田 徹
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木一丁目6番1号
【電話番号】	(03)6229-0881
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員 大和田 徹
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき2026年2月27日に提出いたしました臨時報告書の記載事項のうち、2026年第1回新株予約権につき「新株予約権の取得の申込みの勧誘の相手方の人数及びその内訳」が、2026年第2回新株予約権につき「発行数」、「発行価額の総額」、「新株予約権の行使に際して払い込むべき金額」及び「新株予約権の取得の申込みの勧誘の相手方の人数及びその内訳」が2026年3月24日に確定いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

- イ 銘柄 SBIインシュアランスグループ株式会社 2026年第1回新株予約権
(口) 新株予約権の取得の申込みの勧誘の相手方の人数及びその内訳
- ロ 銘柄 SBIインシュアランスグループ株式会社 2026年第2回新株予約権
(イ) 新株予約権の内容
(1) 発行数
(3) 発行価額の総額
(5) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額
(口) 新株予約権の取得の申込みの勧誘の相手方の人数及びその内訳

3【訂正箇所】

訂正箇所は下線で示しております。

イ 銘柄 SBIインシュアランスグループ株式会社 2026年第1回新株予約権(イにおいて、「本新株予約権」という。)

(口) 新株予約権の取得の申込みの勧誘の相手方の人数及びその内訳

(訂正前)

当社及び当社子会社の取締役 6,000個(600,000株)

なお、上記対象となる者の人数は、決定次第開示する。

(訂正後)

当社及び当社子会社の取締役 26名 6,000個(600,000株)

ロ 銘柄 SBIインシュアランスグループ株式会社 2026年第2回新株予約権(ロにおいて、「本新株予約権」という。)

(イ) 新株予約権の内容

(1) 発行数

(訂正前)

6,400個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式640,000株とし、下記(4)により本新株予約権に係る付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

(訂正後)

5,929個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式592,900株とし、下記(4)により本新株予約権に係る付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

(3) 発行価額の総額

(訂正前)

未定

(訂正後)

1,226,710,100円

(5) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

(訂正前)

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権の割当日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値)とする。

<後略>

(訂正後)

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、2,069円とする。

<後略>

(ロ) 新株予約権の取得の申込みの勧誘の相手方の人数及びその内訳

(訂正前)

当社及び当社子会社の従業員 6,400個(640,000株)

なお、上記対象となる者の人数は、決定次第開示する。

(訂正後)

当社及び当社子会社の従業員 502名 5,929個(592,900株)

以 上